



參考資料

行政の取組一覧表

取組	取組内容	担当部局
領域Ⅰ 安全な食品の提供		
衛生管理		
1 生産段階での安全確保		
(1) 安全な農産物の生産		
農産物の生産・流通システムの工程管理の推進	○「農業生産工程管理（GAP）」の導入推進	県農業技術課
環境にやさしい農業の推進	○「安心！広島ブランド」特別栽培農産物認証制度の推進 ○エコファーマー認定制度の推進 ○有機農業の推進	県農業技術課
農業用生産資材の安全性の確保と適正使用の推進	○農薬の危害防止運動の実施 ○ホームページによる安全で効果的な病害虫の防除法や農薬に関する情報提供の実施 ○肥料の品質の確保等に関する法律に基づく肥料の登録や届出の指導	県農業技術課
	○農薬取締法事務担当者会議の開催 ○農薬の販売者・使用者への立入検査の実施	県農業技術課 県薬務課
生産環境保全対策の推進	○大気、水質及び土壌の環境モニタリングの実施	県環境保全課
(2) 安全な畜産物の生産		
安全な畜産物の提供に向けた検査・指導等	○検査対象の死亡牛全頭のBSE検査の実施 ○鳥インフルエンザ浸潤状況調査の実施 ○畜産経営農家・獣医師等への医薬品使用実態調査・指導の実施 ○薬剤耐性菌の発現状況調査の実施 ○有害な飼料の使用禁止の周知及び遵守指導の実施 ○販売業者等への飼料安全法の講習会の開催 ○畜産農家への飼料適正使用の巡回指導	県畜産課
(3) 安全な水産物の生産		
水産物の生産段階における衛生管理等の普及啓発及び貝類安全対策	○水産用ワクチンの普及、魚類養殖での養殖密度適正化・医薬品抑制の推進 ○かき養殖での漁場環境改善、衛生的なかき出荷の普及啓発	県水産課
漁場環境の監視及び指導	○有害プランクトンの発生状況調査の実施 ○貝類の毒化状況検査の実施	県食品生活衛生課 県水産課
2 製造・加工・流通段階での安全確保		
(1) 自主衛生管理の推進		
HACCP定着のための支援	○生産者、事業者に対する講習会等の実施 ○HACCPのマニュアル作成等に対する相談対応の実施 ○ホームページ等を活用したHACCPに関する情報提供の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
自主衛生管理の促進	○食品衛生講習会の実施等による自主衛生管理への支援	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
広島県食品自主衛生管理認証制度の普及	○県独自の食品自主衛生管理認証制度の普及	県食品生活衛生課
事業者の食品の衛生管理の核となる人材の育成	○食品の安全に関する講習会、出前講座等の開催 ○食品衛生推進員及び食品衛生指導員の育成	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
給食従事者等の核となる人材の育成	○給食従事者等を対象とした食品衛生に関する研修の実施	県食品生活衛生課 県教育委員会豊かな心と身体育成課 広島市 呉市 福山市
(2) 監視指導体制の強化		
監視指導の実施	○食品営業施設の監視指導の実施 ○夏期食品一斉監視の実施 ○年末食品一斉監視の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
食中毒予防月間、ノロウイルス食中毒予防強化期間の実施	○食中毒予防月間事業の実施 ○ノロウイルス食中毒予防強化期間の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市

行政の取組一覧表

取組	取組内容	担当部局
H A C C P 定着の確認	○監視指導時に管理記録等の確認を実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
事業者を指導する保健所職員の育成	○新任食品衛生監視員に対する研修会の実施 ○保健所の食品衛生監視員を参集した会議の開催	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
(3) 食品検査体制の充実		
規格基準、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品等の検査の実施	○食品中の食品添加物、食中毒菌・ウイルス、食品の規格基準の適合状況等の確認検査の実施 ○遺伝子組換え食品の定性・定量検査、アレルギー物質の確認検査の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
と畜検査や食鳥検査、B S E 検査の実施	○と畜検査の実施 ○B S E 検査の実施 ○食鳥検査の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
医薬品類似形態食品実態調査及び試買検査の実施	○医薬品類似形態の健康食品の買上げ検査の実施	県薬務課
食品の安全に関する調査研究活動の実施	○食品の安全安心を推進する調査研究の実施 ○技術相談や現地指導、技術的課題解決支援事業の実施	県研究開発課
(4) 輸入食品の安全対策の推進		
輸入食品の監視指導の充実強化	○大型量販店の監視指導の実施 ○食品添加物・残留農薬等の収去検査及び苦情等に基づく試験検査の実施 ○広島県輸入食品衛生対策協議会の開催	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
危機管理		
1 危機管理事案の早期収束		
(1) 危機管理体制の整備		
G A P の推進	○G A P の導入推進	県農業技術課
危機管理体制整備の推進	○食中毒対策要綱等の健康危機管理マニュアルの点検、関係者の訓練及び研修の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
危機管理マニュアル作成等の支援	○事業者への食品事故等発生時の危機管理マニュアルの作成支援	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
緊急時の連絡先の作成の支援	○消費者の緊急時の連絡先一覧の作成等支援	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
回収着手報告の制度化の周知	○回収着手報告の制度化の周知を実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
(2) 危機管理対応の徹底		
食品衛生申請等システムによる回収報告の推進	○食品衛生申請等システムの利用を推進、早期のホームページ等による公表の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
健康被害発生時の調査	○原因究明、被害拡大及び再発防止を図るための調査・検査の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
危機管理教育の実施	○生産者、事業者を対象とした危機管理対応に関する講習会の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市

行政の取組一覧表

取組	取組内容	担当部局
領域Ⅱ 安心感の醸成		
食品表示		
1 食品表示の正確な情報伝達		
(1) 適正な食品表示の推進		
食品表示制度の周知	○生産者を対象とした講習会の開催 ○農畜水産物の名称や産地情報の適正な伝達の推進 ○食品表示に関する講習会の開催 ○食品表示制度に関する情報のメール配信	県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
食品表示講習会の開催	○食品表示に関する講習会の開催 ○食品表示に関する研修会への講師派遣の実施	県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
適正表示推進者の育成の推進	○食品の適正表示推進者育成講習会等の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
2 食品表示の信頼性の確保		
(1) 食品表示に対する監視指導の充実		
食品表示の適正化に向けた産地情報伝達等の確認調査	○農畜水産物を生産し、販売する者を対象に、食品の名称・原産地等食品表示の確認調査の実施 ○農畜水産物を生産し、加工販売する者を対象に、原料原産地等食品表示の確認調査の実施	県農業技術課
食品表示の適正化に向けた原料原産地等の確認調査	○製造・加工業者及び仲卸業者を対象とした原料原産地等の確認調査の実施 ○小売店舗における食品の名称・原産地等食品表示の確認調査の実施	県農業技術課
米トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達等の確認調査	○米、米加工品を取り扱う生産者を対象とした、取引の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の確認調査の実施 ○米、米加工品を取り扱う事業者を対象とした、米トレーサビリティ法に基づく取引の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の確認調査の実施 ○米・米加工品を取り扱う小売店、外食事業者を対象に産地情報の真正性について調査の実施	県農業技術課
牛トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達等の推進	○畜産農家に対する耳標管理の指導の実施	県畜産課
景品表示法に基づく指導	○飲食店等の事業者指導の実施	県消費生活課
食品表示適正化推進月間の実施	○食品表示の一斉監視等の実施	県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
食品偽装表示対策チームによる調査	○食品偽装表示対策チームによる適正な食品表示調査の実施	県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
(2) 食品表示活用の啓発		
消費者への食品表示制度の広報	○ホームページ等への掲載	県消費生活課 県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
食品表示に関する相談対応	○食品表示に関する疑問等の相談対応	県消費生活課 県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市

行政の取組一覧表

取組	取組内容	担当部局
リスクコミュニケーション		
1 リスクコミュニケーションの推進		
(1) 食品の安全性に関する情報発信の充実		
情報収集・発信ツールの確立	○事業者向け情報収集・発信ツール確立支援 ○子育て世帯向けの情報発信の実施	県食品生活衛生課 県子供未来応援課 広島市 呉市 福山市
電子媒体等による情報提供の実施	○県ホームページや県公式Facebook等のインターネット環境を利用した情報提供の実施	県食品生活衛生課
食中毒警報発令事業の実施	○食中毒警報を発令し、消費者等に食中毒予防の注意喚起を実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
食中毒情報等の提供	○情報提供の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
食中毒事例や苦情事例の情報提供	○事業者の参考となる食中毒事例や苦情事例のホームページ等による情報提供の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市
食物アレルギーへの対応支援	○食物アレルギーに関する研修会の開催	県教育委員会豊かな心と身体育成課
新型コロナウイルス感染症の予防対策の推進	○「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の推進 ○「広島積極ガード店」の推進	県食品生活衛生課
(2) 生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進		
食品のリスクに対する総合的な理解の推進	○講演会や意見交換会等の開催	県農林水産局関係課 県健康福祉局関係課
関係者のニーズの把握	○意見交換会等におけるアンケート調査の実施	県農林水産局関係課 県健康福祉局関係課
(3) 消費者への正しい知識の普及		
食品衛生に関する知識の普及啓発の強化	○HACCP、GAPの考え方や食中毒予防、食品添加物等の安全に関する講習会等の開催 ○ホームページ、SNSや広報誌等による食品衛生に関する啓発の実施 ○食品衛生に関する教育用DVD等の貸出	県食品生活衛生課 県農業技術課 広島市 呉市 福山市
臨時営業相談における食品衛生知識の普及・啓発の実施	○お祭りやイベント等に係る臨時営業の相談等の実施	県食品生活衛生課 広島市 呉市 福山市

関係団体の取組一覧表

取組	取組内容	取組団体
領域Ⅰ 安全な食品の提供		
衛生管理		
1 生産段階での安全確保		
(1) 安全な農産物の生産		
農産物の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○GAP指導員養成研修 ○JGAP団体指導員研修への参加 ○GAP団体認証取得の支援 ○安心じゃけん生産運動におけるJAでの計画的人材育成を支援 ○広島県「GAP実践の手引き」活用によるGAPの理解促進 	広島県農業協同組合中央会
	<ul style="list-style-type: none"> ○「JGAP」指導員の育成 ○GAP手法導入に向けた研修会等の開催 ○安全な農産物の生産に向けた取組の周知 ○農薬危害防止講習会の受講 ○農薬適正使用アドバイザー資格の取得 ○農薬の安全使用に関するJA職員向け研修会の実施 ○生産者向け講習会の実施 ○ISO及び精米HACCP認証の取得 ○安心！広島ブランド（トレーサビリティ）の取組 ○広島県食品自主衛生管理の更新（全農広島鶏卵） 	全国農業協同組合連合会広島県本部
(2) 安全な畜産物の生産		
家畜伝染病の発生予防	<ul style="list-style-type: none"> ○伝染性下痢等発生時には注意喚起を実施 ○集乳路線変更、消毒等実施 	広島県酪農業協同組合
飼料及び動物用医薬品の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ○記帳用チェックシートを配布 ○記帳状況の確認 ○記帳保管指導の実施 	広島県酪農業協同組合
(3) 安全な水産物の生産		
安全で高品質なかきの提供	<ul style="list-style-type: none"> ○安心できる出荷体制の確立 ○毒化したかきの流通防止 ○自主検査によるモニタリングを実施 ○関係機関と綿密な連携を図り情報共有 	広島県漁業協同組合連合会
2 製造・加工・流通段階での安全確保		
(1) 自主衛生管理の推進		
自主衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業者に対する広島県自主衛生管理認証事業の推進 ○食品販売業・飲食業者に対する食の安心・安全五つ星事業の推進 	広島県食品衛生協会
	<ul style="list-style-type: none"> ○第三者機関による衛生調査（衛生管理マニュアル作成の確認）の実施 	日本チェーンストア協会中国支部
	<ul style="list-style-type: none"> ○自社衛生管理マニュアルによる日々の衛生管理を推進 	広島県スーパーマーケット協会
	<ul style="list-style-type: none"> ○職員研修（店舗、宅配）、新人研修、年次研修等による衛生教育の継続的な実施 ○定期的に商品検査を実施し、衛生管理レベルの測定と注意喚起の実施 	生協ひろしま
HACCPの定着	<ul style="list-style-type: none"> ○かき生産者におけるHACCPに沿った衛生管理の推進 	広島県漁業協同組合連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ○HACCP講習会への参加 ○精米HACCPに沿った衛生管理の実施 	全国農業協同組合連合会広島県本部
	<ul style="list-style-type: none"> ○HACCP講習会への参加促進 	広島県食品衛生協会
	<ul style="list-style-type: none"> ○HACCP講習会への参加 	日本チェーンストア協会中国支部
	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパーマーケットにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書に関するセミナーへの参加 ○手引書による社内での情報共有 	広島県スーパーマーケット協会
生乳生産現場における衛生管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○記帳用チェックシートの配布 ○記帳状況の確認 ○記帳保管指導の実施 	広島県酪農業協同組合

関係団体の取組一覧表

取組	取組内容	取組団体
食品の衛生管理の核となる人材の育成	○食品衛生責任者養成講習会の開催 ○食品衛生責任者実務講習会の開催	広島県食品衛生協会
	○食品衛生責任者講習会への参加 ○食品セミナーへの参加	日本チェーンストア協会中国支部
	○食品衛生責任者講習会への参加 ○協会のスーパーマーケット検定の受験 ○社内研修の開催	広島県スーパーマーケット協会
	○職員研修（店舗、宅配）、新人研修、年次研修等を開催し、衛生教育の実施	生協ひろしま
危機管理		
1 危機管理事案の早期収束		
(1) 危機管理体制の整備		
GAPの実践	○生産履歴記帳実態調査の実施	広島県農業協同組合中央会
お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築	○全農買取米穀の99%が生産履歴記帳を前提としたJA米として実施 ○野菜について、JA担当者および生産者に対する研修会の実施 ○牛肉システムの継続	全国農業協同組合連合会広島県本部
	○生鮮かき出荷生産履歴の記帳記録の実施	広島県漁業協同組合連合会
	○各社が相談窓口の設置し、情報の共有化を実施 ○危機管理マニュアルの作成	日本チェーンストア協会中国支部
お客様相談室の設置、運営 ○コールセンター未設置の場合、相談受付と原因究明・措置実行の仕組みを整備 ○危機管理マニュアルの更新整備	○お客様相談室の設置、運営 ○コールセンター未設置の場合、相談受付と原因究明・措置実行の仕組みを整備 ○危機管理マニュアルの更新整備	広島県スーパーマーケット協会
	○組合員サービスセンターの設置 ○宅配では配達時での組合員意見の収集の実施 ○店舗では「あなたの声いかります」での意見の集約の実施 ○商品事故に関して危機管理細則を制定し、運用を規程	生協ひろしま
	○各社が相談窓口の設置し、情報の共有化を実施 ○危機管理マニュアルの作成	日本チェーンストア協会中国支部
苦情の集約・解析体制の構築・強化及び保健所への報告等	○危機管理マニュアルによる対応	広島県スーパーマーケット協会
	○商品クレーム、組合員サービスセンターへの問合せのシステム化 ○問合せ状況の監視の実施	生協ひろしま
	○各社が相談窓口の設置し、情報の共有化を実施 ○危機管理マニュアルの作成	日本チェーンストア協会中国支部
(2) 危機管理対応の徹底		
迅速な自主回収への着手	○自主回収を公表し、速やかに対応	日本チェーンストア協会中国支部
	○自主回収発生時は全店への指示により、短時間での完全回収を実施	広島県スーパーマーケット協会
	○メーカー自主回収の要請に基づき、速やかに実施 ○自主回収の社内連絡も内部統制事務局で把握し、報告	生協ひろしま
従業員教育	○食品衛生講習会への参加	広島県食品衛生協会
	○報告会、勉強会の実施 ○朝礼、ミーティングの実施 ○講習会への参加	日本チェーンストア協会中国支部
	○従業員への危機管理マニュアルの啓蒙教育 ○朝礼での情報共有	広島県スーパーマーケット協会
	○商品事故発生時の対応について危機管理細則で規程	生協ひろしま
異常時の対応	○生協組合員サービスセンターのフリーダイヤルにより、連絡・相談等を実施	広島県消費者団体連絡協議会

関係団体の取組一覧表

取組	取組内容	取組団体
領域Ⅱ 安心感の醸成		
食品表示		
1 食品表示の正確な情報伝達		
(1) 適正な食品表示の推進		
生産履歴記帳の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○安心じゃけん生産運動によるJAでの行動計画作成の支援 ○生産履歴記帳実態調査の実施 	広島県農業協同組合中央会
	<ul style="list-style-type: none"> ○全農買取米穀の99%が生産履歴記帳を前提としたJA米として実施 ○野菜について、JA担当者および生産者に対する研修会の実施 ○牛肉システムの継続 ○生鮮かき出荷生産履歴の記帳記録の実施 	全国農業協同組合連合会広島県本部
食品表示に関する知識の習得	<ul style="list-style-type: none"> ○食品表示研修会への参加案内 ○食品表示検定の奨励 	広島県農業協同組合中央会
食品表示の自主点検の強化	○食品適正表示調査の実施	広島県食品衛生協会
	○開店前の実施強化、定期的な点検の実施 ○自主点検ルールの定着	日本チェーンストア協会中国支部
	○開店前の食品表示ルールによる点検の実施 ○追加品出し時の点検の実施	広島県スーパーマーケット協会
	○PB開発商品、産直品については「取り決め事項」として管理し、根拠資料、伝票、帳票等による確認の実施 ○特に管理が必要な原料は産地確認、現地監査の実施 ○NB商品は商品仕様書で点検確認の実施 ○宅配では、カタログについて商品仕様書の確認後、表示基準に基づく表示を実施 ○店舗では、各種法令等を基に自主点検を実施、実施状況を月次で管理	生協ひろしま
表示不備による自主回収等の実施	○不適正表示への即時対応の実施（行政報告、POP、HPでの告知等）	日本チェーンストア協会中国支部
	○表示不備発見時の即時対応の実施	広島県スーパーマーケット協会
	○メーカー自主回収の要請に基づいた速やかな対応の実施	生協ひろしま
食品表示に関する知識の習得	○食品の適正表示推進者に対するフォローアップ講習会の実施	広島県食品衛生協会
	○食品適正表示推進者の設置 ○研修会への参加、社内勉強会の実施	日本チェーンストア協会中国支部
	○食品表示検定の資格制度の推進、資格取得を従業員に推奨 ○食品表示法改正情報の周知	広島県スーパーマーケット協会
	○基礎教育として職員研修の実施 ○法令改正等は機関会議により情報共有	生協ひろしま
2 食品表示の信頼性の確保		
(2) 食品表示活用の啓発		
消費者への相談対応	○食品の適正表示推進者が事業所ごとに対応	広島県食品衛生協会
	○お客様フリーダイヤルの設置 ○専門部署の設置	日本チェーンストア協会中国支部
	○各社HP及び店頭にて対応	広島県スーパーマーケット協会
	○組合員サービスセンターにて受付、担当部署にて対応	生協ひろしま
食品表示に関する知識の向上及び実践	○「食品ウォッチャー」に取り組む前に、事前学習として食品表示に関する学習説明会の開催 ○コープ委員に対して加工食品表示に関する学習資料、情報提供	広島県消費者団体連絡協議会
	○消費者庁の開催する研修会「食品表示セミナー」への参加	地域女性団体連絡協議会
店頭での表示確認	○「食品ウォッチャー」の取組による表示調査の実施	広島県消費者団体連絡協議会
	○「食品表示ウォッチャー」に協力し、食品表示点検の実施	公益社団法人広島消費者協会

関係団体の取組一覧表

取組	取組内容	取組団体
リスクコミュニケーション		
1 リスクコミュニケーションの推進		
(1) 食品の安全性に関する情報発信の充実		
産地からの情報発信の充実	○ひろしま産地消推進協議会におけるファンクラブサイトの充実	広島県農業協同組合中央会
	○産直市を活用した産地の情報発信を展開 ○広島市内の量販店を中心に産地消コーナー（「ひろしま菜's」）を展開	全国農業協同組合連合会広島県本部
消費者への情報提供の充実	○「食中毒予防月間」チラシ配布などキャンペーンの実施	広島県食品衛生協会
	○ＨＰ、広報誌、チラシを活用した社内でのリスク対応情報共有の実施	日本チェーンストア協会中国支部
	○食品リスク・それ以外のリスク（防災備蓄）の情報提供の実施	広島県スーパーマーケット協会
	○組合員学習会、広報誌、ホームページ等を利用した情報提供の実施	生協ひろしま
情報収集・提供システムの確立及び情報提供協力	○各社責任部署（顧客サービス部、お客様相談室など）の設置による情報の一元化を実施	日本チェーンストア協会中国支部
	○中国四国農政局、消費者庁からのリスク情報の提供と社内共有の実施	広島県スーパーマーケット協会
	○組合員会議、組合員サービスセンター等で収集した情報を専任担当者が整理、組織内で情報共有を実施	生協ひろしま
食物アレルギーへの対応	○可能な限り具体的表示を実施 ○無人試食の中止 ○ばら売りはPOPへの表記の実施	日本チェーンストア協会中国支部
	○食品表示法に準拠して実施	広島県スーパーマーケット協会
	○宅配の媒体には義務表示を掲載 ○ホームページでも同様に表示 ○問い合わせがあれば迅速な対応	生協ひろしま
	○表示改訂の学習とあわせた食物アレルギーへの理解の促進 ○商品カタログには義務表示を掲載 ○ホームページでも同様に表示（アレルギー表示等） ○問い合わせがあれば迅速な対応	広島県消費者団体連絡協議会
(2) 生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進		
食品のリスクに対する総合的な理解	○安心じゃけん生産運動によるリスク部門への周知	広島県農業協同組合中央会
	○精米工場の視察受け入れ、生産者交流会の実施	全国農業協同組合連合会広島県本部
	○コンプライアンス委員会の開催 ○月刊コンプライアンスの発行	日本チェーンストア協会中国支部
	○専従者へ食品リスクの各種研修の実施 ○各店舗の食品リスクの事前防止の推進	広島県スーパーマーケット協会
	○「食の安全・安心に関わる総合政策」の制定により、リスクコミュニケーションを継続 ○組合員関連の会議（組合員理事ミーティング、組合員活動推進会議）の開催	生協ひろしま
	○会員生協に対して「食の安全（ゲノム編集技術）に関する学習会の開催 ○学習会、広報誌、ホームページ等を利用した情報提供の推進	広島県消費者団体連絡協議会
リスクコミュニケーションへの参加	○工場見学・産地見学・生産者交流会（米、野菜、畜産、牛乳、加工品等）への参加 ○HACCP制度化にともなう加工品調査の実施	広島県消費者団体連絡協議会
	○工場見学や産地視察交流会（米、野菜、畜産、牛乳、牡蠣、加工品等）を実施し、情報提供と意見交換をとおして意思疎通を図ることによる相互理解	公益社団法人広島消費者協会
(3) 消費者への正しい知識の普及		
食品衛生に関する知識の習得	○行政から発信される食中毒警報を会員へ迅速に通達し、注意喚起の実施 ○コープ委員に対して食中毒の予防、リスクとベネフィットに関する学習資料の情報提供 ○食育に関する学習会の開催	広島県消費者団体連絡協議会
	○研修会への参加により知識を習得 ○研修会を開催し知識を習得 ○行政から提供された食中毒等の情報を会員に周知	公益社団法人広島消費者協会

数値目標及び活動指標一覧

数値目標及び活動指標一覧		
衛生管理	有症者50人以上の集団食中毒事件数 (過去5年平均)	(R1) 2.6件 ⇒ (R7) 2.0件以下
	講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合	(R1) — ⇒ (R7) 70 %以上
	《生産者》GAP認証経営体数 (累計)	(R1) 46 経営体 ⇒ (R7) 156 経営体
	《行政》農薬危害防止講習会の開催数	5回/年
	《行政》死亡牛のBSE検査頭数	検査対象の死亡牛全頭
	《行政》牛飼育農家の立入検査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》鳥インフルエンザ浸潤状況調査件数	100 % (各年度の計画農場数以上) ・ 定点モニタリング (継続) 9 農場 ・ 強化モニタリング (年1回) 国指針に基づく農場数
	《行政》医薬品販売業立入検査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》医薬品使用実態調査・指導 (牛, 豚, 鶏) 実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》薬剤耐性菌の発現状況調査件数	特定畜種から特定菌種が分離された件数
	《生産者》貝毒安全対策 (貝毒検査検体数)	86 検体/年
	《行政》魚病防疫・水産用医薬品適正使用等の巡回指導件数	44 経営体/年
	《行政》魚病防疫及び水産用医薬品適正使用等講習会開催数	3回/年
	《行政》かき出荷衛生対策講習会開催数	25 回/年
	《行政》貝毒行政検査検体数	216 検体/年
	《事業者》広島県食品自主衛生管理認証新規取得件数	2件/年
	《行政》HACCP講習会の開催数	10 回/年
	《行政》食品衛生に関する人材育成のための講習会の開催数	100 回/年
	《行政》食品衛生監視指導実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》食品の試験検査検体数	6,600 検体/年
	《行政》と畜検査頭数	処理される家畜全頭
	《行政》BSE検査頭数	24か月齢以上かつ生体検査時に神経症状等を示す牛全頭
	《行政》食鳥検査検体数	大規模処理施設で処理される鶏全羽
	《行政》医薬品類似形態の健康食品の買上げ検査検体数	10 検体/年
	《行政》広島県輸入食品衛生対策協議会の開催数	1回/年
	《行政》輸入食品の試験検査検体数	450 検体/年
危機管理	回収着手報告書提出までの所要日数 ※ 喫食時の健康被害の危険度によりクラスⅠ, Ⅱ, Ⅲに分類されており, クラスⅠ及びⅡを対象とする。また, 事業者が探知してから行政に提出するまでの所要時間とする。	(R1) — ⇒ (R7) 1日以内
	《事業者》危機管理マニュアル整備率	(R1) 49 % ⇒ (R7) 70 %以上
	《事業者》相談窓口の設置率	(R1) 95 % ⇒ (R7) 98 %以上
食品表示	《事業者》回収報告の食品衛生申請等システム活用率	(R1) — ⇒ (R7) 80 %以上
	表示違反(不良)による回収件数 (過去3年平均)	(R1) 18件 ⇒ (R7) 8件以下
	《行政》食品表示講習会の開催数	10 回/年
	《行政》適正表示推進者の育成数	50 人/年
	《行政》米トレーサビリティ法に基づく確認調査実施率	100 % (各年度の監視指導計画時の件数以上)
	《行政》食品偽装表示対策チームによる調査件数	3件/年
	《行政》食品表示適正化推進月間の一斉監視施設数	50 施設/年
《消費者》食品表示ウォッチャーによる調査件数	1,000 件/年	
リスク	食品に関する苦情のうち, 事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合	(R1) 21% ⇒ (R7) 10 %以下
	《行政》電子媒体等を活用した情報発信の実施回数	50 回/年
	《行政》飲食店等の「新型コロナウイルス感染症対策組宣言店」実施件数 (累計)	(R3.1月時点) 10,561 件 ⇒ (R7) 15,000 件
	《行政》飲食店等の「広島積極ガード店」実施件数 (累計)	(R3.1月時点) 6,221 件 ⇒ (R7) 10,000 件
	《事業者》意見交換会の開催数	20 回/年
	《行政》食品安全推進協議会の開催数	2回/年
	《行政》パブリックコメントの実施回数	4回/年
	《行政》消費者を対象とした講習会等の開催数	20 回/年
《行政》消費者向けの食品安全情報の提供回数	40 回/年	

は計画の数値目標, 他は活動指標

用語説明集

用語説明 (五十音順)

○アレルギー物質 (食物アレルギー)

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーと呼んでいる。この免疫学的な防御反応とは、体の中に異物 (抗原) が入ってくると、これに対して防衛しようとする働きにより、抗体がつくられるもの。アレルギー体質の人の場合、過敏な反応をして、血圧低下、呼吸困難又は意識障害等、様々なアレルギー症状が引き起こされる。

※ アレルギー物質を含む食品の表示 (アレルギー表示)

令和2年11月末現在、アレルギー表示の義務付けられたものが7品目 (えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生)、指導により表示を推奨されたものが21品目 (アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン) ある。

○遺伝子組換え食品

「組換えDNA技術」を利用してつくった農作物や微生物を使った食品のこと。

令和2年8月28日現在で、厚生労働省が安全性を審査したものとしては、トウモロコシ、ジャガイモ等の農作物が323品種、キモシン、 α -アミラーゼ等の食品添加物が47品目ある。

○牛トレーサビリティ法

正式には、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」という。

牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とした法律。

畜産農家に対しては、牛の両耳に個体識別番号が印字された耳標の装着を、と畜者、販売業者並びに特定料理提供業者に対しては、個体識別番号等の表示を義務付けている。

○貝毒

カキ、アサリ、ムラサキイガイなどの二枚貝が持つ自然毒のことで、食中毒の原因となることがある。

二枚貝はプランクトンを餌としており、これらのプランクトンの中には麻痺や下痢を引き起こす毒を持つものがある。このような有毒プランクトンが発生すると二枚貝はこの毒を蓄積して毒化する。代表的な貝毒には「麻痺性貝毒」や「下痢性貝毒」がある。

○景品表示法

正式には、「不当景品類及び不当表示防止法」という。

商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律。過大な景品の提供や、商品・役務の取引に関連する不当な表示を規制している。

○ゲノム編集技術応用食品

ゲノム編集技術では、特定の塩基配列を認識する酵素を細胞の中で働かせ、その塩基配列上の特定部位の切断を行ったのち、生物のDNAの持つ修復機構が働き、DNA配列の変化が起こる。この技術を用いて得られた食品。

○健康増進法

国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民健康の向上を図ることを目的とする法律。この中で食品として販売する物に関する広告や表示について「健康保持増進効果等」について誇大表示の禁止を規定している。

○広域連携協議会

広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、食品衛生法に基づき各地方厚生局ブロックに、設置され、国と関係自治体との情報の共有により、効果的な原因調査、適切な情報発信等を行う。

なお、広島県は中国四国広域連携協議会の構成員となる。

○抗菌物質、合成抗菌剤

微生物の発育を抑える物質のことで、家畜の飼育や魚の養殖等の生産現場において、感染症の治療や予防のために使用されている。微生物等からつくられる「抗菌物質」と化学的に合成された「合成抗菌剤」がある。

○米トレーサビリティ法

正式には、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」という。

この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とした法律。

米穀事業者に対して、米穀等を取引時の入荷・出荷記録の作成・保存及び事業者間及び一般消費者への米穀の産地、米加工食品の原料米の産地伝達を義務付けている。

○3分の1ルール

例えば、製造日から賞味期限までの期間が6か月の場合、①食品メーカー・卸から小売店までの納入までを2か月（納品期限）、②小売店から消費者に販売するまでを2か月（販売期限）、③消費者の購入から賞味期限までを2か月、というように製造日から賞味期限までの期間を3分の1ずつ区切ることにより、2か月を超えて納品できなかつたものは、賞味期限までに多くの日数を残すにも関わらず、廃棄となる可能性が高まること。

○残留農薬

農作物等の栽培または保存時に農薬が使用された場合に、農作物等や環境中に残る農薬またはその代謝物をいう。食品衛生法の改正により、残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品を規制するポジティブリスト制度が導入されている。

○収去

食品衛生法に基づき、食品関係営業施設に保健所等の食品衛生監視員が立ち入り、試験検査をするために必要最小限の食品等は無償で持ち帰ること。

○飼料安全法

正式には、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」という。この法律では、牛、豚、鶏、うずら、みつばち及び養殖水産物（ぶり、まだい、ぎんざけ、食用ごい、うなぎ、にじます、あゆ）が、栄養を補給する食物を飼料と呼んでいる。飼料や飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図るための法律。

○食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。食育基本法及び広島県食育基本条例に基づく広島県食育推進計画により推進している。

○食品衛生監視員

食品衛生法に基づく監視員で、主に保健所で食品関係施設の監視指導、試験に必要な食品等の収去及び食品衛生上の教育などの業務を行っている。

○食品衛生管理者

食品衛生管理者は、食品を製造する工程で、特に衛生上の管理が必要とされている食品（食肉製品、乳製品、食用油脂等）を製造する営業施設に、食品衛生法で設置が義務づけられている。

○食品衛生機動班監視

広域流通食品製造施設等への重点監視を行うため、複数の保健所の食品衛生監視員でチームを編成して監視を行う。

○食品衛生推進員

食品衛生に関する幅広い知識等を有する者に知事が委嘱し、食品衛生の向上に関する自主的な活動を行う。

○食品衛生責任者

食品衛生責任者は、「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」（平成12年広島県条例第11号）で、営業施設へ設置を義務づけている。責任者は当該施設の衛生管理に当たるものとされている。

○食品衛生法

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的とする法律。一般的にいう飲食物のほか、飲食物等に直接接する器具、容器包装や、おもちゃ及び洗浄剤等も対象としている。食品等の規格基準、表示、検査制度及び営業許可等について規制している。

○食品供給行程（フードチェーン）

農畜水産物の生産から、食品の販売に至る一連の食品供給の行程をいう。

○食品添加物

食品の製造の過程において、または食品の加工若しくは保存などの目的で添加、混和などの方法により使用されるもので、着色料、保存料等がある。令和2年6月18日現在、指定添加物として466品目、既存添加物として357品目の使用が認められている。

○食品等事業者

食品等の採取、製造、輸入、加工、調理、販売等を行う事業者や集団給食施設等の設置者をいう。

○食品の適正表示推進者

県内の食品等事業者及びその従事者を対象として、広島県食品表示対策連絡会等が開催する適正表示推進者育成講習会を受講した者。適正表示を推進するため、取り扱う食品表示のチェック、従事者教育のリーダー、情報収集、消費者への適切な説明及び行政施策への協力等を行う。

○食品表示ウォッチャー制度

県内の消費者団体が、日頃の購買活動を通じて得た「食品表示問題」に関連する情報を行政に提供する制度。

○食品表示法

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3つの法律の食品の表示に係る規定を一元化した法律で、平成27年4月1日に施行された。なお、加工食品については、令和2年3月31日に経過措置が終了し、平成29年9月1日より施行された新たな原料原産地表示は、令和4年3月31日まで経過措置期間が設けられている。

○新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店

新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式が求められている中、県民が安心して店舗を利用できるよう、店舗において自主的に実施している感染症予防策を県民に分かりやすく伝えることを目的とした制度。

○ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を指す。ダイオキシン類は多くの異性体があり、毒性が異なるため、2，3，7，8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した毒性当量（TEQ）で表される。人が多量に摂取した場合、発ガン性があるとされており、ごみの焼却のほか、様々な発生源から副生成物として発生する。

○地産地消

地域生産・地域消費の略語。「地域で生産した農林水産物を、地域で消費する」という意味で使われている。消費者と生産者の相互理解を深める取組として、全国的な広がりを見せている。

○動物用医薬品

薬事法において、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品。牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚などの病気の診断、治療または予防などに使われる。食品衛生法の改正により、残留基準が設定されていない動物用医薬品等が一定量以上含まれる食品を規制するポジティブリスト制度が導入された。

○登録検査機関

食品衛生法に基づき、一定の要件を備え厚生労働大臣の登録を受けた民間の食品衛生検査機関。同法に基づき、厚生労働大臣及び都道府県知事等は、収去した食品等の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができることとされている。

○特定部位

牛海綿状脳症対策特別措置法の規定により、と畜場において設置者等が除去及び焼却することにより衛生上支障のないよう処理することが義務づけられている部位のことで、30か月齢以下の牛については、扁桃及び回腸遠位部（小腸の末端部分を指し、盲腸との接続部分から2メートルまでの部位）、30か月齢超の牛については、頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄及び回腸遠位部をいう。

また、牛のせき柱については、国内では、30か月齢超の牛について、除去されている。

○トレーサビリティ

英語の「トレース」（足跡を追う）と、「アビリティー」（できること）を合わせた言葉で、「追跡可能性」と訳されている。つまり、食品の流通及び製造・加工の各段階から生産現場まで原材料の出所や食品の製造元、販売先などの情報がさかのぼれること。

○農薬取締法

農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とした法律。

農薬の登録、製造・輸入・販売・使用の規制、立入検査、回収命令及び罰則等について規定している。

○肥料取締法

肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格や施用基準の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

肥料の登録、施用の規制、立入検査、回収命令及び罰則等について規定している。

○広島積極ガード店

「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」については店舗ごとに感染症予防策の取組内容に強弱があるが、「広島積極ガード店」は、業界の定めるガイドライン遵守や感染者発生時の行政への積極的な協力など、自主的ではあるが、一定の水準をクリアした店舗を県民に周知する制度。

○広島県食品自主衛生管理認証制度

食品事業者の日々の衛生管理の取組を積極的に評価し、衛生管理水準の向上を図るとともに、県民へより安全性の高い食品を提供するために、HACCPの考え方に基づく一定水準以上の食品衛生管理を行っている施設を認証するもの。

○モニタリング検査

検査対象品の実態を把握するために行われる、監視・観察の意味を持つ日常的・継続的な検査。

○有害化学物質

わが国には化学物質が約5万種あるといわれているが、これらのうち人の健康や生態系に悪影響を及ぼす化学物質を総称して有害化学物質という。

○リスクコミュニケーション

食品の「リスク評価」及び「リスク管理」について、消費者、生産者、事業者、学識経験者及び行政機関が、相互に意見交換するなど、社会的合意形成の道筋を探るために行う双方向的コミュニケーション。

○BSE

「牛海綿状脳症」の略称で、細菌やウイルスではなく、牛に存在するプリオン蛋白が異常化し、神経系の組織を破壊する病気である。

○BSE検査

24か月齢以上の牛のうち、生体検査において原因不明の神経症状又は全身症状を示し、疾病鑑別の観点から検査が必要である（BSEである可能性を排除できない）場合に実施する検査。

○GAP（農業生産工程管理）

農業において、ほ場の適切な管理や労働事故防止、食の安全対策等の実施など、安定的な経営を可能とする取組の一つ。

○GLP（食品検査の業務管理）

食品等の試験検査の信頼性を確保するために、業務管理について具体的な事項を定め実施すること。検査部門に責任者を置き、施設・試験検査業務等の管理を行うとともに、検査部門から独立した信頼性確保部門に責任者を配置して内部点検や外部精度管理等を行う。

○HACCP

米国のNASAが安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムで、原材料入荷から製品出荷までの各工程で、あらかじめ危害を予測、危害防止に繋がる特に重要な工程を継続的に監視・記録し、異常が認められたら速やかに対処する食品衛生管理手法。

○JAS法

正式には、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という。

農林物資の品質の改善、生産の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）による検査に合格した製品にJASマークを付けることを認めた「JAS規格制度」、一般消費者の商品選択に役立てるために農林水産大臣が制定した品質表示基準に従った表示をすべての製造業者又は販売業者に義務づける「品質表示基準制度」からなる。

○SDGs

平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。